

貨物自動車利用運送約款

第一章 総則

(事業の種類)
第一条 当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）を行います。

2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

(適用範囲)
第二条 当店の経営する貨物利用運送事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般的な慣習によります。

2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第二章 利用運送業務等

第一節 利用運送の引受け

(受付日時)
第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

(利用運送の順序)
第四条 当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、廃棄又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(引渡し期間)

第五条 当店の貨物の引渡し期間は、次の日数を合算した期間とします。

一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日

二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は、一日とします。

三 集配期間 集荷及び配達をする場合にあっては各一日

2 前項の規定による引渡し期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延長とします。

(貨物の種類及び性質の確認)

第六条 当店は、貨物の利用運送の申込みがあったときは、貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることができます。

2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの下で、これを点検することができます。

3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4 当店が第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

(引受拒絶)

第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することができます。

一 当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。

2 申込者が、前項第一項の規定による通知をせず、又は同項第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

3 運送に適する設備を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。

4 当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

5 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(送り状等)

第八条 荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。

一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

2 集荷先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

3 運送の種別

4 運賃、料金（第三十一条の二に規定する積込料金及び取卸料、第三十一条の三に規定する待機時間料、第四十九条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他の支払に関する事項

5 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

6 高価品については、貨物の種類及び価額

7 貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

8 第四十九条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

9 運送保険に付することを委託するときは、その旨

10 その他その他の貨物の運送に際して必要な事項

2 荷送人は、送り状の交付に代て、当店の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなします。

3 荷送人は、当店が第一項の送り状の交付を請求しないときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

(高価品及び貴重品)

第九条 この約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンクステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

2 美術品及び骨董品

3 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

3 この約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

(運送の扱種別等不明の場合)

第十条 当店は、荷送人が利用運送の申込みをするにあたり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかったときは、荷送人にとつて最も有利と認められるところにより、当該貨物を運送します。

(荷造り)

第十一條 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に耐えるよう荷造りをしなければなりません。

2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。

3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないことを認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

（外装表示等）

第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいうように表示しなければなりません。ただし、当店が、必要ないと認めた事項については、この限りであります。

一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

2 品名

3 個数

4 その他貨物の取扱いに必要な事項

2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）

第十三条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の利用運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人にて次に掲げる事項を請求することができます。

1 当店において、集荷、持込み又は引取りの日時を指定すること。

2 当該貨物の運送につき、付添人を付すこと。

（危険品の運送）

第十四条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に通知とともに、その品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な事項を明示しなければなりません。

（代替運送）

第十五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送を他の運送機関による運送を利用することができます。

2 前項の場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

（第二節 積付け、積込み又は取卸し）

（積付け、積込み又は取卸し）

第十六条 荷物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2 当店は、荷物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。

3 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の横付け用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

（第三節 貨物の受取及び引渡し）

（受取及び引渡しの場所）

第十七条 当店は、送り状に記載され、又は通知された集荷先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、送り状に記載され、又は通知された配達先又は到達地において荷送人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）

第十八条 当店は、次の各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

1 荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

2 船舶、客船、宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第十九条 当店は、貨物に關して受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

2 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人ととの運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の催告）

第二十条 当店は、荷受人を確知することができない場合は、運送なく、荷送人に對し、相当の期間を定めて、その貨物の処分につき指図することを催告することができます。

2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合は、荷送人に對し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに荷送人に對し、前項に規定する指図と同じ内容の催告があります。

（事故証明書の発行）

第二十九条 当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡し期間の満了の日から一ヶ月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延長に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

（第六節 運賃及び料金）

（運賃及び料金）

第三十条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事となる者を対象とするものを除く。）を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十一条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻し、又は追繳します。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することを認めることがあります。

（積込又は取卸料）

第三十二条 当店は、荷物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に支払った料金を收受します。

2 当店は、荷受人に対する料金を支払うことを要しない運送

3 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当店が行う場合に於て、当該貨物の利用運送に係る荷受人が荷物の引渡しの日から二週間に亘り、荷送人に對し、運送に付けて、運送なく、荷受人に対する料金を支払うことを要しない運送

4 第二項及び第三項の場合において、貨物の価額又は運賃額によって争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評議によりその額を決定します。

5 荷物が延長した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

（第六節 損害賠償額）

第四十五条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。

2 貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における引渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との差額によってこれを定めます。

3 第三十三条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運送、料金等は、第一項及び第二項の場合において、貨物の価額によってこれを定めます。

4 第二項及び第三項の場合において、貨物の価額又は運賃額によって争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評議によりその額を決定します。

5 荷物が延長した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

（第七節 責任）

（責任の始期）

第三十六条 当店の利用運送についての責任は、荷物を荷送人から受け取った時に始まります。